

茨城県新型コロナウイルス等対策行動計画（案）に関する意見の概要及び県の考え方

1 意見募集期間

令和7年2月6日（木曜日）から令和7年3月7日（金曜日）まで（30日間）

2 意見数

5件（提出者数：1人）

3 意見の概要

意見の対象	意見要旨	意見に対する県の考え方
第4章 情報提供・共有、 リスクコミュニケーション 1-1-2 偏見・差別等に関する啓発 1-1-3 偽・誤情報に関する啓発に関する意見	偏見・差別等に関する啓発、偽・誤情報に関する啓発に関する意見	○平時から、県民の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要があると考えており、引き続き必要な啓発に努めてまいります。
第7章 ワクチン 1-3 接種体制の構築	コロナワクチン接種の初期対応が酷い経緯があった。	○新型コロナウイルス等の発生時に備え、関係者との連携を進めてまいります。
第13章 県民生活及び経済の安定の確保 1-7 火葬能力等の把握、火葬体制の整備	コロナ禍では、県内火葬は混むというわけではなかったが、もし、県外自治体から要望された際の対策を検討するべきではないか？臨機応変に対応が求められてくると思う。 人口減に伴う、火葬場の整備に関する懸念や、宗教上の理由による土葬もあり得ることなので、法律等の整備はするべきと思う。	○準備期（平時）の取組として、火葬能力等の把握・検討を行っていくほか、引き続き国、及び実施主体である市町村と連携して対応してまいります。 （参考：埋火葬の円滑な実施に関するガイドラインより） 市町村は、墓地、埋葬等に関する法律において、埋火葬の許可権限等、地域における埋火葬の適切な実施を確保するための権限が与えられていることから域内における火葬の適切な実施を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担うものとする。
第13章 県民生活及び経済の安定の確保 3-1-9 埋葬・火葬の特例等	一時的に遺体を安置する施設等について規制し、情報提供をすることが必要になってくるのではないかと？臭気による害虫対策もしなければならぬと思う。遺体処理後の対応として、身元確認はどうするのか？孤独生活者への対応は？	

全体に係る意見	県庁、保健所が市町村との情報共有を行うべきと思う。分野別における役割分担をつくり、情報を仕入れるべき。国機関が動きが悪いなら積極的 PR をしていかないと、後回しになる恐れがあるから日頃意見交換をしなければならないと思う。	○関係者間での情報共有は重要であることから、本計画においても以下の箇所など、各分野においても記載しております。 【計画での主な記載箇所】 ・第 1 章 1-3 県、市町村等の連携強化 (p.29) ・第 13 章 1-1 情報共有体制の整備 (p.98)
----------------	--	--